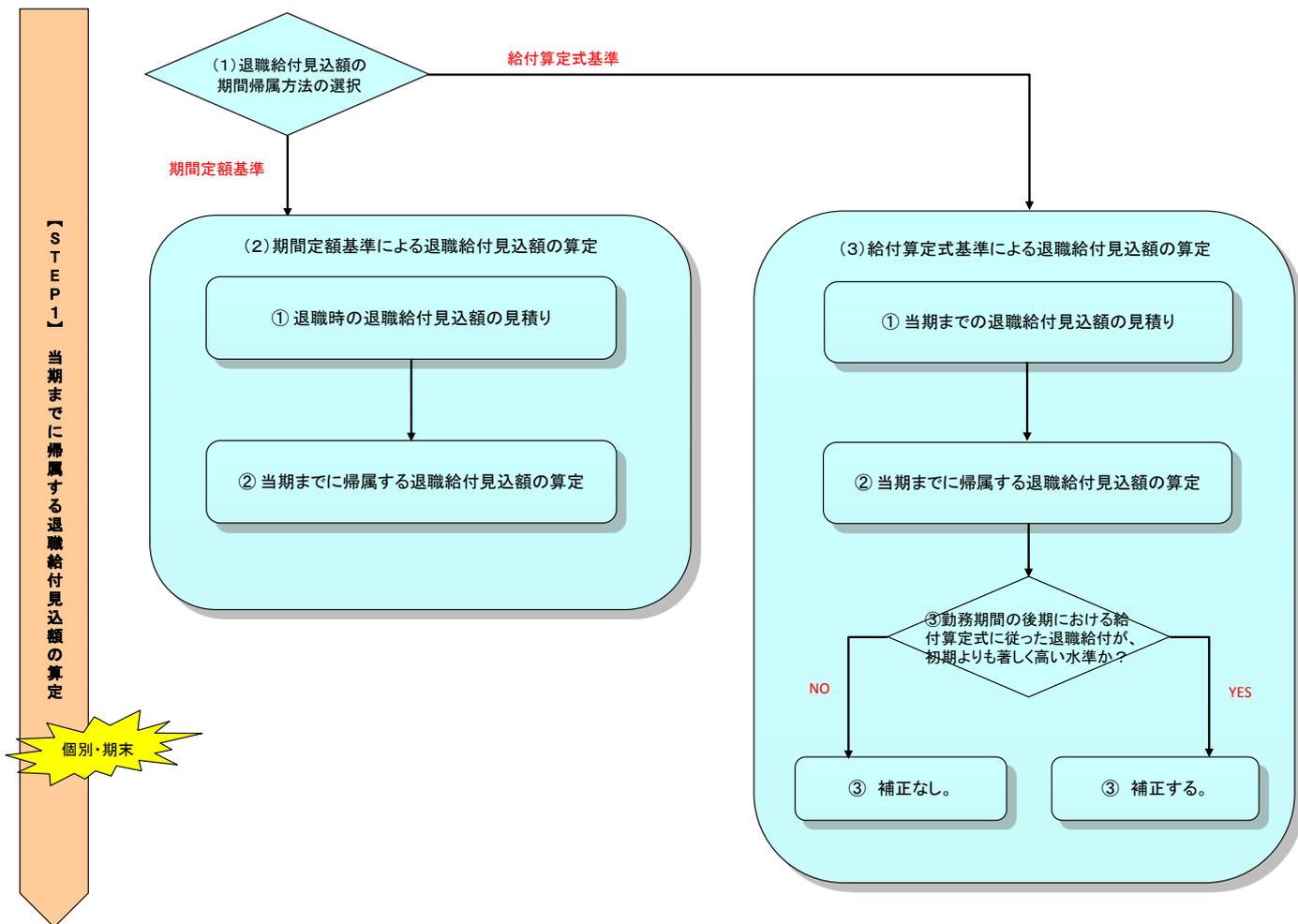


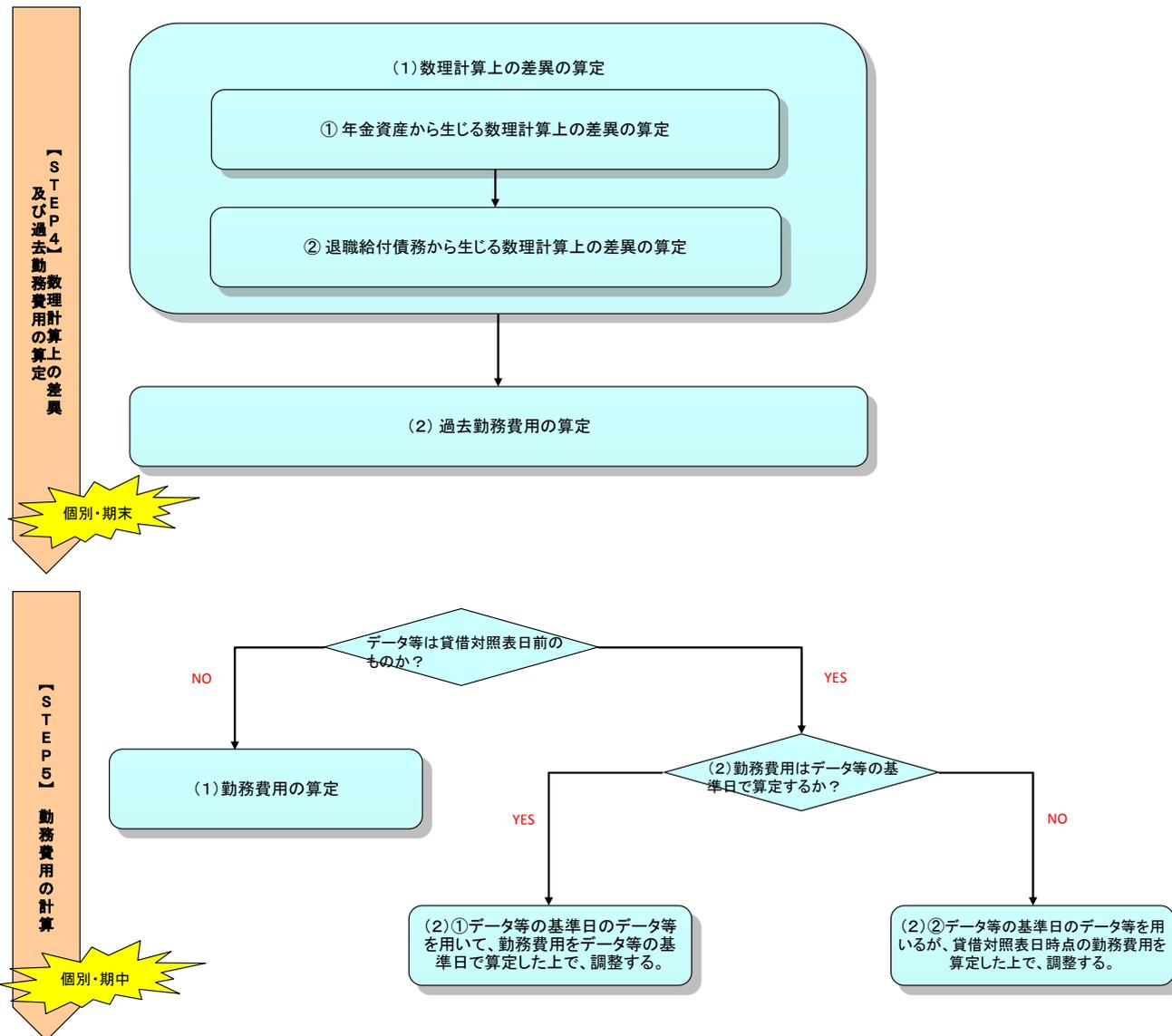
フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 【第14回】「退職給付引当金（原則法）」

(※退職給付引当金（原則法）に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)



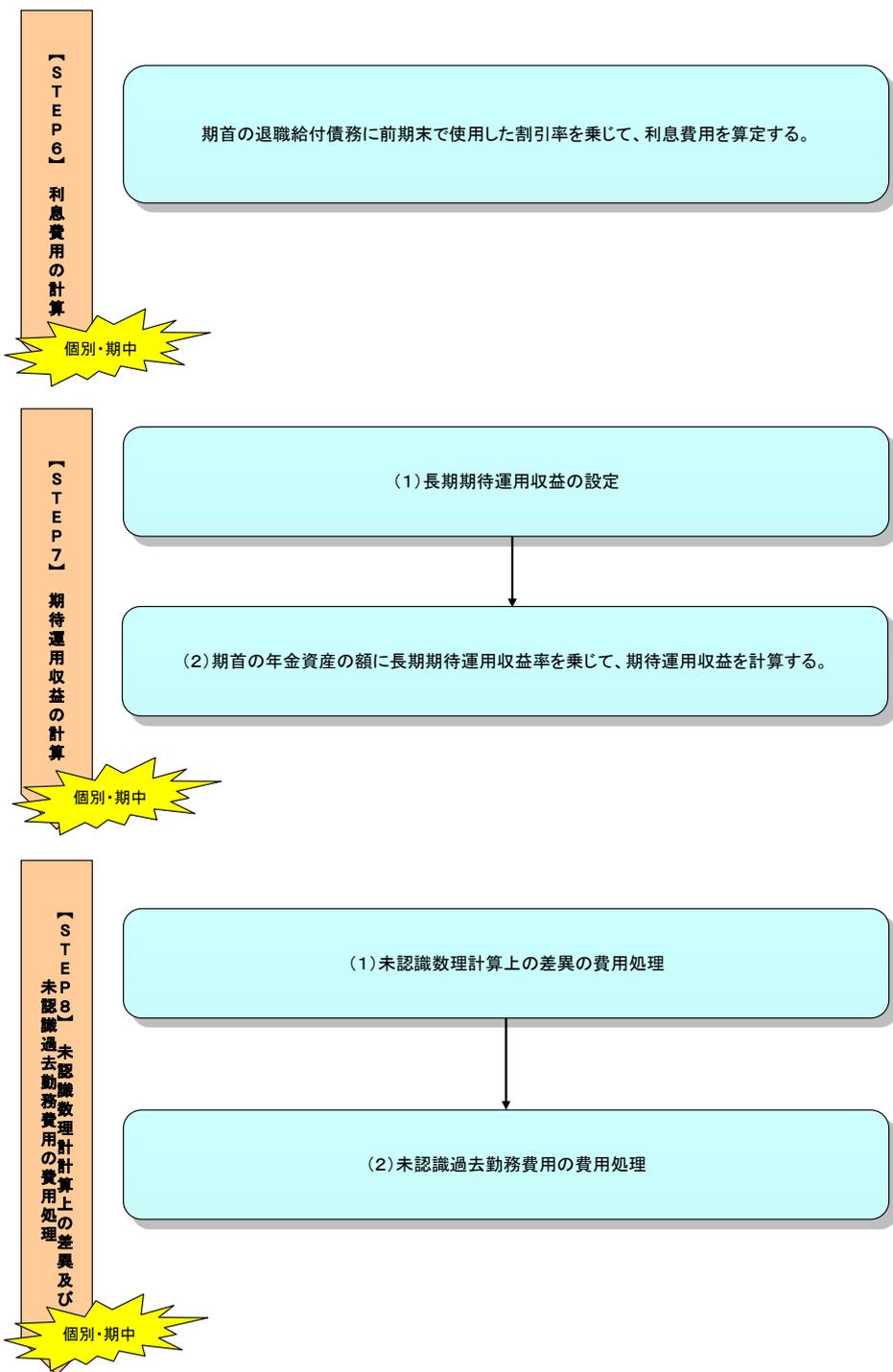
フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 【第14回】「退職給付引当金（原則法）」

(※退職給付引当金（原則法）に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)



フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 【第14回】「退職給付引当金（原則法）」

(※退職給付引当金（原則法）に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)



フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 【第14回】「退職給付引当金（原則法）」

(※退職給付引当金（原則法）に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

STEP9
及び企業年金から
の退職金の掛金の
支払いの拠出

(1) 企業年金への掛金の拠出

会社から企業年金へ掛金を拠出した場合、その分、年金資産が増加するため、退職給付引当金が減少する。

(2) 企業年金から退職金の支払い

企業年金から退職者へ退職金の支払いが行われた場合、退職給付債務が減少する。同時に年金資産も同額減少する。したがって、退職給付引当金の金額には、何ら影響はないため、会計処理は不要である。

個別・期中

STEP10
連結での
会計処理

連結財務諸表では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整した上で、純資産の部の「その他の包括利益累計額」に「退職給付に係る調整累計額」として計上する。

また、個別上の退職給付引当金と未認識数理計算上の差異の合計額は、積立不足の場合、「退職給付に係る負債」として固定負債に計上する。積立不足でない場合は、「退職給付に係る資産」として固定資産に計上する。

その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、税効果を調整した上で、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

STEP11
注記

退職給付引当金（退職給付に係る負債）を原則法で会計処理している場合、以下の注記が必要となる。

- (1) 退職給付の会計処理基準に関する事項
- (2) 企業の採用する退職給付制度の概要
- (3) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- (4) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- (5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
- (6) 退職給付に関連する損益
- (7) その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- (8) 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳
- (9) 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む）
- (10) 数理計算上の計算基礎に関する事項
- (11) その他の退職給付に関する事項

なお、会社計算規則では、必ずしも上記のような注記は求められていない。